

衆に迎えられた新音曲のうち、「浄瑠璃姫物語(十二段草子)」が大好評を博したことで、浄瑠璃がこの種一連の語り物の名となった。後輸入楽器の三味線と人形まわしを結合して民衆劇として発展。初期には金平〔きんぴら〕・播磨・加賀・説教節などの古浄瑠璃が江戸・京坂〔昔の大阪の地名は大坂〕に盛行。元禄時代、竹本義太夫が諸音曲のよさを集大成して義太夫節を完成。ここに浄瑠璃は義太夫節の異名となった。後、河東〔かとう〕・宮蘭・常盤津・富本・清元・新内節などの諸浄瑠璃が派生した。

注(8) P.241 の注(3)参照。

注(9) 「伽羅先代萩」の歌舞伎は、奈河亀輔作、安永6年〔1777〕4月20日初日で大坂中〔なか〕の芝居初演。伽羅で作った下駄を仙台侯が履いていたというので伽羅の名を取り、仙台の萩大尽から先代萩の名が由来するという。

浄瑠璃の方は、松貫四・高橋武兵衛・吉田角丸らの合作、天明5年〔1785〕1月江戸結城座で初演。「奥州秀衡遺跡争論」〔おうしゅうひでひらあとめのあらそい〕の角書〔つのがき。冠称〕がある。毒薬を煎ずるに伽羅の木を焚くことから伽羅の名をとり、衣川の定倉邸で、庭に萩を植え、先君の愛された花だというので先代萩と名付け酒をくむことから先代萩の外題が由来する。

同一外題の歌舞伎と浄瑠璃とで、歌舞伎の方が先駆した。現行の「伽羅先代萩」は、この両者と、初世桜田治助の「伊達競阿国戯場」〔だてくらべおくにかぶき〕とを折衷して近世化したものである。ことに歌舞伎の方は、演出様式や人名にいろいろの改訂が試みられている。

資料 佛教語大辞典(中村 元)

日本国語大辞典(小学館)

演劇百科大辞典5(早大坪内博士記念演劇博物館編)

62. 木下杢太郎の文学碑

問 木下杢太郎の文学碑が仙台に建っているというので、文学碑や文学散歩の本で調べたがわかりません。所在地と碑文を知りたいのです。

答 木下杢太郎の文学碑は、仙台市長陵町東北大学医学部正門内、基礎研究棟の前庭芝生の中に建っています。木下杢太郎、本名太田正雄⁽²⁾は、大正15年から昭和12年まで、医学部教授として在任しましたが、その学恩を受けた教子⁽¹⁾が中心となり、同窓会の名において建立し、昭和58年5月22日、医学部110周年記念式典の日に除幕したものです。⁽³⁾

横 2 m 50 cm、高さ 1 m 35 cm の碑石の中央にはめ込まれた黒御影石（縦 70 cm、横 80 cm）に、若き日の抒情詩「むかしの仲間」が、⁽⁴⁾ 木下 奎太郎の自筆で刻まれています。

むかしの仲間も遠くされば、また日頃
顔あはせねば知らぬ昔とかはりなき
はかなさよ。春になれば草の雨、三月
桜、四月すかんぼの花くれなる、また
五月には杜若、花とりどり、人ちり
ぢりのながめ、窓の外の入日雲。

木下 奎太郎

碑石の裏面には、次のように鋳込んだ銅板がはめ込まれています。

太田正雄先生は大正十五年から
昭和十二年まで東北大学医学部
皮膚科担当教授であった。

太田先生はまた木下 奎太郎の
筆名で明治・大正・昭和にわたり
詩・小説・戯曲・キリシタン
研究などにおいても幾多の業績
をあげられ高名である。

この碑の詩は木下 奎太郎二十八
才のときの作であり六十才のと
きに書かれた自筆の文字で刻
まれている。

昭和五十八年五月

東北大学医学部同窓会

建碑の趣旨にある通り、木下 奎太郎は、大正 15 年から 12 年間、東北大学（当時は東北帝国大学）医学部教授として、仙台市の中心部光禅寺通 4 番地、⁽⁵⁾ 後に昭和 10 年から茂市ヶ坂 6 番地に住んでいました。茂市ヶ坂の旧居は昭和 20 年の戦災で焼失、光禅寺通の方は、20 年程前までは 奎太郎時代の面影を残していましたが、今はその跡形もなくなっています。世界的建築学者ブルーノ・タウトが、⁽⁶⁾ 昭和 8 年、仙台工芸指導所に招かれて仙台に来ていましたが、11 月 23 日夜、光禅寺通の木下 奎太

郎邸を訪れています。「タウトの日記」（篠田英雄訳）に『太田氏は医学者であるが「木下奎太郎」という筆名の方が通りのよい文筆家で画も巧みである。教養の高い人で立派なドイツ語を話す。ヨーロッパや中国の文化に精通しており、芸術史や芸術上の動きについて多くの — 恐らく多すぎる — 理論をもっている。…真面目で、すぐれた理解力をもっており、日本で最も立派な人物の一人だ、親切で典雅でしかも多力である。』と記してあります。奎太郎は、医学の世界的権威であり同時に詩・小説・戯曲・文学評論・西欧文化や切支丹研究に、更に美術家として多極抜群の業績を挙げ、「小鷗外」と称せられた非凡多才の学者でした。奎太郎の存在は、仙台の学芸の一時期に巨大な輝きを点じたのですが、昭和12年東大教授として仙台を去りました。その際、門下生らが、異例の留任運動を起しました。その薰陶感化の如何に絶大だったかを示すものです。

注(1) P.156の注(4)参照。

注(2) 明治18年8月1日静岡県湯川村〔現伊東市〕に生れた。医学者であると共に文学者としても高名で、竹下数太郎・北村清六・きしのあかしや・堀花村・桐下亭・木下奎太郎と称し、書画には葱南の号を用いた。明治36年第一高等学校第三部〔医系〕に入学しても文芸への志を捨て切れず、明治39年9月東京帝国大学医科大学に入学、翌年与謝野寛の新詩社同人となり「明星」に詩、戯曲を発表し、明治41年パンの会を結成し、翌年「スバル」「屋上庭園」を創刊した。明治44年12月東京帝国大学医科大学を卒業、森鷗外の意見により土肥慶蔵に師事して皮膚科学を研究、大正5年南満医学堂教授（皮膚科）兼奉天医学院長となり奉天に赴任し、癩菌の研究を行い、大正9年辞任した。翌年5月から大正13年まで欧米に留学、パリのソルボンヌ大学ランゲロンと共同して糸状菌分類法の研究を完成し、同年10月愛知医科大学教授となる。大正15年10月東北帝国大学教授として仙台に来任し、癩菌、皮膚腫瘍などの研究業績を挙げ、昭和6年3月から2年間附属病院長を勤めた。昭和12年5月東京帝国大学教授となり、有名な太田母斑症を発表した。また伝染病研究所員を兼ね癩菌培養法に関する研究業績を挙げた。

文学者としては、戯曲集「和泉屋染物店」（大正元年）、小説集「唐染表紙」（大正4年）、美術評論集「印象派以後」（大正5年）、詩集「食後の唄」（大正8年）など多数の著作がある。仙台時代には第2小説集「厥後集」（大正15年）、「えすばにや・ぼるつがる記」（昭和4年）、「木下奎太郎詩集」（昭和5年）、「ルイス・フロイス日本書翰（翻訳）」（昭和8年）、隨筆集「雪欄集」（昭和9年）、隨筆評論集「芸林間歩」（昭和11年）を出版している。東京転任後も、紀行集「其国其俗記」（昭和14年）、「日本切支丹史鈔」（昭和18年）を出版した。

昭和20年10月15日、東京大学医学部附属病院で死去、60歳。多摩霊園16区12側3番に葬る。

歿後、「葱南雜稿」（昭和21年）、「木下奎太郎全集」全12巻（昭和23－26年）、「百

華譜」（昭和54年）、「木下奎太郎日記」全5巻（昭和54－55年）、「木下奎太郎全集」全25巻（昭和56－57年）、「百花譜百選」（昭和58年）が出版された。ほかに「木下奎太郎宛知友書簡集」全2巻（昭和59年）がある。

注(3) 「良陵百十年」（東北大学医学部）に『昭和58年5月22日 医学部 110周年記念式典 木下奎太郎文学碑除幕』とある。

注(4) 詩集「食後の唄」（大正8年12月アララギ発行所刊）の中にある詩である。「食後の唄」は、25巻本「木下奎太郎全集」第2巻に収録されている。この詩は、山田耕作の作曲で、国民歌謡として広く愛唱された。

注(5) 「日本の文学都市」（野田宇太郎。昭和40年刊）に、『奎太郎の仙台旧居は昭和十年まで住んだ光禅寺通り四番地だけが辛うじて戦災をまぬがれ、次に住んだ茂市ヶ坂六番地は焼失している。光禅寺通りの旧居をたずねると今は河村仲二という人が住んでいて奎太郎時代の面影は玄関口だけに僅かにのこっているということであった。折から牡丹の花の盛りであったが、河村氏は庭の一隅に咲き誇る牡丹の一株を指して「これははじめ太田先生が応接間の脇に植えられていた花です」と教えてくれた。奎太郎は仙台でも盛んに絵を描いたが、とくに牡丹が最も多くスケッチ帳に残っている。もっとも愛した花として、故郷伊豆の伊東市にできた文学碑にも、牡丹の花のスケッチ断片が刻まれたほどである。仙台の五月の風にしずかに揺れている牡丹の花は、私に奎太郎の香気高い人間性のたしかさを偲ばせもした。』とある。

「仙台の文学散歩」（仙台市教育委員会。昭和40年刊）に、『木下奎太郎「牡丹の咲く家」詩人、木下奎太郎は別の名〔本名〕太田正雄で癩、細糸菌等の研究で世界的な医学博士である。

彼の在仙は、大正十五年（一九二六）一〇月、四一才のとき、東北帝国大学教授の就任にはじまり、医学部付属病院長を辞任し東大に移る昭和二年（一九三七）五月までである。その間、今の仙台観光温泉（のちボーリングクラブ）に南隣した光禅寺通り四の邸に一〇年ほど住んだ。彼が植えた牡丹の花がむかしの面影をとどめている。ここから光禅寺通を南に進んで、花京院通りの停留場〔市電、今は廃止された〕から茂市ヶ坂に出る。かつて、右手には阿部静枝、原阿佐緒（中退）などが学んだ宮城県第一高等女学校の建物があったが戦災で焼失、この坂をくだったところに茂市ヶ坂六番地がある。奎太郎は仙台最後の三年間をここで暮している。

奎太郎、彼が仙台に来た頃はすでに詩作の時代は過ぎていた。さっそく着手したことは医学の外にキリシタン関係の研究であった。また、彼は美術家であり、批評家でもあった。昭和初期の記録文学者としてドイツの建築家ブルーノ・タウトがいた。彼は昭和八年（一九三三）一月から翌年三月まで、国立工芸指導所の囑託として仙台にいたが、ある日、奎太郎の家

を訪れた。タウトは日記の中で奎太郎はもっともすぐれた日本人の一人だと記している。当時、仙台には小宮豊隆、山田孝雄、阿部次郎などがいて、仙台は芸文の花園であった。奎太郎は牡丹の花を好み、庭園にも植え、また、これ等の友と牡丹園で名のある須賀川にでかけ、画筆にも托した。』

「花京院周辺」（石田徳彦）に、『其の当時、太田正雄博士は市内茂市ヶ坂に住んで居られた。我家の並びで南へ二軒目であったので、太田先生が市電で大学に出勤されるのを日頃よくお見受けしたものである。太田先生は、東京帝大土肥慶蔵教授門下の俊秀で、木下奎太郎のペンネームで創作、評論で既に令名高い方であった。仙台御在住当時は、殊にキリタン物と呼ばれる一種の歴史考証ものを一流誌に発表されており、一般市民にも知られていた。近隣に居住する私共鼻たれ小僧達も、何とはなしに尊敬の気持を抱いていたのである。

太田先生の端正な御容姿は、まことに帝政ドイツ時代のプロフェッサーを思わせる折目の正しさであった。長目の頭髪を綺麗に撫で付け、山高帽を冠り、純白のシャツに縞のネクタイを付け、きっちり身についた長目のモーニングを着用されていた。愛用のステッキの頭に両掌を重ね、小さな市電の座席中央に腰掛けられた長身のお姿が大変印象的で、子供心にも背後から後光が射しているように見られた。

太田先生のお住居は、茂市ヶ坂の元寺小路からの上り坂にかかり始めるところの東側で、石垣が高く積まれた上の宏壮な和風の邸宅であった。この旧太田邸は、昭和二十年七月十日の仙台空襲で焼失した。戦後、太田邸跡には一時地元の小新聞社の社屋が建ち、後年自衛隊連絡部が使用していたりしていて昔日の面影はなく、現在は殺風景な有様となっている。

太田邸は、私共が子供の頃、宮城県栗原郡の豪農遠藤膳部氏が新築経営されたもので、棟上げのときは五色の吹流しや大鎗矢〔かぶらや〕を立てるなど盛大なものであった。当時の太田邸からは仙台の東南方が見下せ、向山経ヶ峯を真向うに一望できた。敷地は約三百余坪、建物は木口も特に吟味された材料を使った一部二階建四十余坪の大邸宅である。家主の遠藤氏は、当時中央で国民党を結成していた犬養毅氏の地方での資金源の一人と噂されていた人であった。木下奎太郎は、茂市ヶ坂に住む以前花京院電停より一寸北寄りの東側、現在のボーリング場附近に住んでおられたことがある。大正十五年、仙台に赴任された当時適当な家がなく、差し当たりの住居とされたのであろう。その家はごく普通の住宅で、此所には十年お住まいになったようである。その邸の門は屋根付きのまま戦後も暫らくの間残っていた。後年その場所にバッティング場ができ、ブロック塀を建てるときまでそのままであったが、今はそれがない。

昭和十三年頃であろうか、私が上京した折、日比谷公園前の建物から当時の東京市電通りの往還を眺めていたとき、たまたま太田先生が歩いておられるのをお見かけした。モーニング姿にステッキを突かれた颯爽としたお姿は、仙台御在住の頃と全く変わりなく、十メートル

以上も離れたところから見下ろしていたのに太田さんと判ったことが不思議でならない。先生の医学や文学上の輝やかなしい御業績などについては全く無縁な私ではあったが、唯々幼少の頃先生のお邸の真ぐ近くに住んでいて、朝夕先生をお見掛けし、その風貌やステッキに載せて重ねる手の癖や、ズボンの縞目などを盗み見ていたからこそ、偶然にも東京の真中で太田さんと直感できたのかも知れない。私が茂市ヶ坂の太田先生をお見掛けしたのは、それが最後であった。

先生の後姿はいつも孤独そうに見えた。歩くときはいつも独り、誰かを伴って歩いておられるのをついぞ見かけたことがない。』と記してある。

注(6) Taut, Bruno.

1880.5.4 - 1938.12.24。ドイツの建築家。ナチス政権下で亡命し、1933年来日。伊勢神宮や桂離宮に真の日本美を発見した。日本語訳の著作に「日本-タウトの日記-」全3巻、「日本美の再発見」（篠田英雄訳）がある。昭和8年11月から9年3月まで、宮城野原にあった国立工芸指導所に招かれて、仙台に来ていた。

資料 長陵百十年（東北大学医学部）

グラフ仙台 No.31（仙台市）

仙台文学散歩（種部金蔵。「図書館雑誌」第70巻第9号の内）

東北大学（毎日新聞仙台支局編）

63. 「凡下式」とは

問 「百姓条目」に出てくる「凡下式」とは、どのようなことですか。

答 「百姓条目」とは、農民統制のために定めた法令を総称しますが、その中で、「凡下式」の語は次のように出ています。

1. 延宝5年〔1677〕の条目とは別に、これと関連するものとして出された、百姓の日常心得8か条の中の第3条に、

『[○]凡[○]下[○]式に候とも…急度〔きつと〕相守り申すべく候』

2. 享保4年〔1719〕の条目の第1条附則に、

『…[○]凡[○]下[○]式に候共…不作法なる儀これなき様にきつと相慎しみ申すべき事』

「凡下」^②とは、伊達家臣の最下層である卒以下職人を指すのが普通ですが、ここでは農民階級についてですので、本百姓^③以外の名子^④・水呑^⑤・被官^⑥・借屋^⑦など身分の低い人達のことです。この「凡下」に